

# GPLv2からv3への変更点について

弁護士 国立情報学研究所客員教授

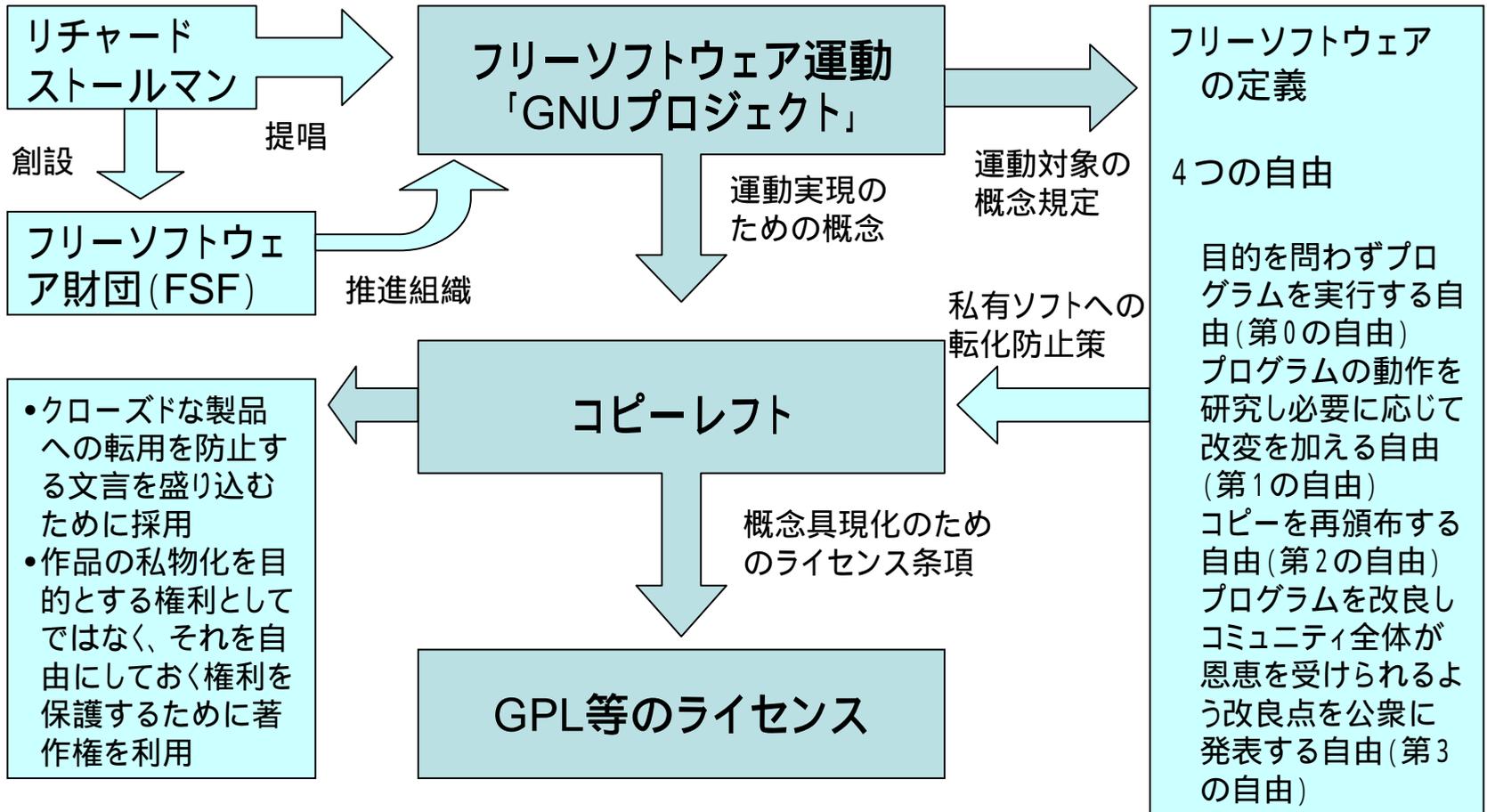
岡村 久道

<http://www.law.co.jp/>  
[okamura@mail.law.co.jp](mailto:okamura@mail.law.co.jp)

# 凡 例

- **GPLv3 完成版を前提に検討**
  - 原文は <http://www.gnu.org/license/gpl-3.0.html>
- **邦文は八田真行氏訳を基本的に使用したが、部分的には同一でない。**
  - 八田真行氏訳文は  
<http://opentechpress.jp/opensource/article.pl?sid=07/09/02/130237>
- **解説としてFSFのFrequently Asked Questions about the GNU GPL**
  - 原文は <http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html>
- **備考**
  - 本書では“work”を「作品」と訳した。

# フリーソフトウェア運動の概要



リチャード  
ストールマン

創設

提唱

フリーソフトウェア運動  
「GNUプロジェクト」

フリーソフトウェア  
財団(FSF)

推進組織

運動実現の  
ための概念

運動対象の  
概念規定

フリーソフトウェア  
の定義

4つの自由

目的を問わずプログラムを実行する自由(第0の自由)  
プログラムの動作を研究し必要に応じて変更を加える自由(第1の自由)  
コピーを再頒布する自由(第2の自由)  
プログラムを改良しコミュニティ全体が恩恵を受けられるよう改良点を公衆に発表する自由(第3の自由)

•クローズドな製品への転用を防止する文言を盛り込むために採用  
•作品の私物化を目的とする権利としてではなく、それを自由にしておく権利を保護するために著作権を利用

コピーレフト

私有ソフトへの  
転化防止策

概念具現化のため  
のライセンス条項

GPL等のライセンス

# GPL Ver.3改訂へのロードマップ

GPL Ver.2 (GPLv2) 策定 (1991年)



GPL Ver.3 (GPLv3) Draft 1 公表 (2006年1月)



Draft 2 公表 (2006年7月)



Draft 3 公表 (2007年3月)



"Last Call" draft 公表 (2007年5月31日)



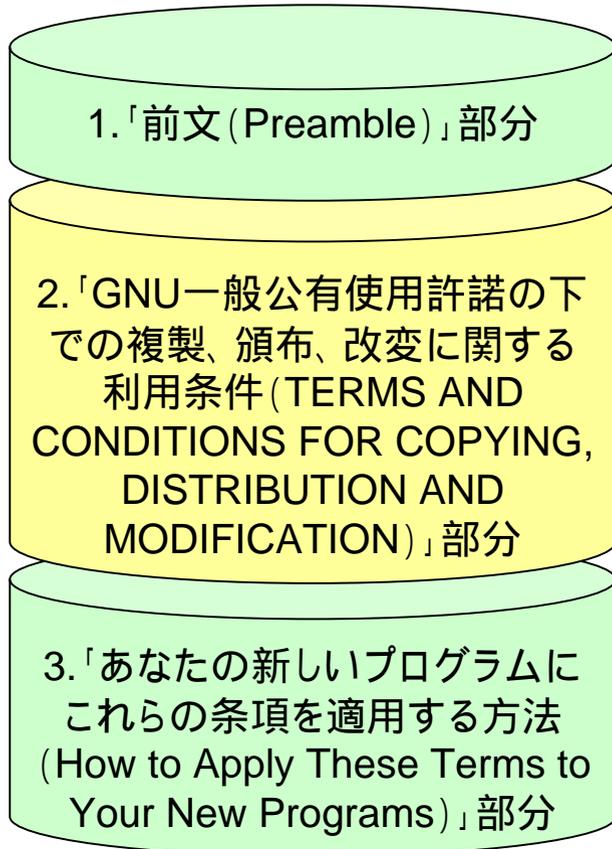
2007年6月29日に正式版を発売

# GPLv2からの主要な変更点

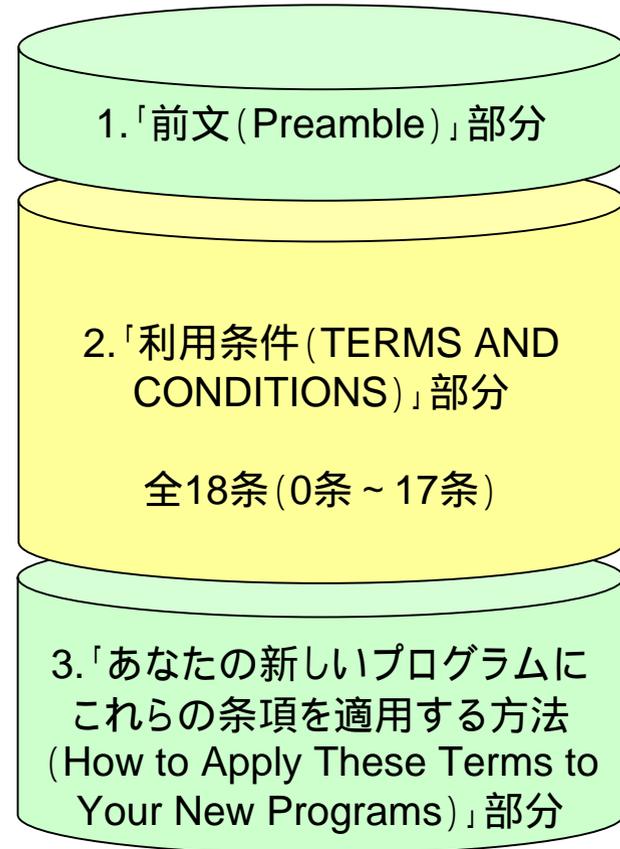
- 大原則のCopyleftには変更なし(当然)
  - ライセンスによるプロプライエタリソフトへの転換防止
  - 自由な改変が可能になるようソースコードの公開確保
- ソフトウェア特許への対抗(11条)
  - v2では対応不十分(v2では7条のみ)
  - ノベル・MSの提携への対処
- DRM(Digital Rights Management)関連条項の新設
  - DRMによるプロプライエタリソフト化の防止
  - 特に3条と6条
- ライセンス国際化(中立化)への対応
  - 米国法に依拠しない、国際的に中立的な用語の使用
- Additional Permissionsの新設による互換性等の確保(9条)
- LGPLの位置づけの変化
- Termination(旧4条)の変更
- その他

# GPLv2との全体構成の比較 - 基本的に同様

## GPLv2



## GPLv3D3



# 「条項と条件 (TERMS AND CONDITIONS)」 部分の構成 (1/3)

GPLv3の条項	GPLv2との比較等
0. 定義 (Definitions.)	GPLv2の0条に対応する規定
1. ソースコード (Source Code.)	新設 (実質的には定義規定)
2. 基本的な許諾 (Basic Permissions.)	新 設
3. ユーザーの法的権利の回避禁止法からの保護 (Protecting Users' Legal Rights From Anti-Circumvention Law.)	新 設
4. 一字一句忠実なコピーの伝達 (Conveying Verbatim Copies.)	GPLv2の1条に対応する規定
5. 改変ソースバージョンの伝達 (Conveying Modified Source Versions.)	GPLv2の2条に対応する規定
6. 非ソース形式による伝達 (Conveying Non-Source Forms.)	GPLv2の3条に対応する規定
7. 追加的条項 (Additional Terms.)	新 設
8. 終了 (Termination.)	GPLv2の4条に対応する規定

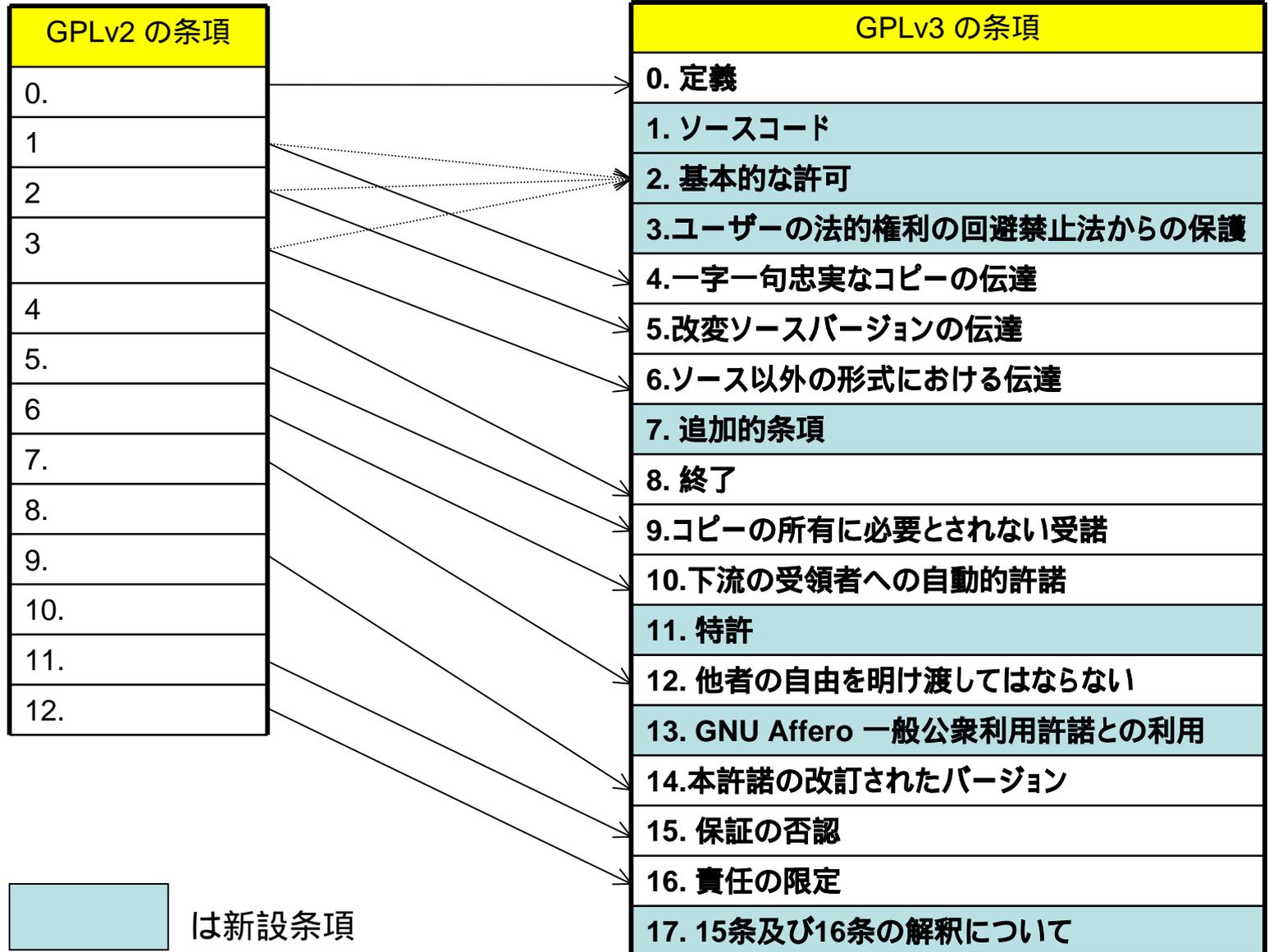
# 「条項と条件 (TERMS AND CONDITIONS)」 部分の構成 (2/3)

GPLv3の条項	GPLv2との比較等
9. コピーの保有に許諾は不要 (Acceptance Not Required for Having Copies. )	GPLv2の5条に対応する規定
10. 下流受領者への自動許諾 (Automatic Licensing of Downstream Recipients. )	GPLv2の6条に対応する規定
11. 特許 (Patents.)	新 設
12. 他者の自由を明け渡してはならない (No Surrender of Others' Freedom.)	GPLv2の7条に対応する規定
13. Affero GPLとの併用 (Use with the Affero General Public License.)	新 設
14. 本ライセンスの改訂版 (Revised Versions of this License. )	GPLv2の9条に対応する規定

# 「条項と条件 (TERMS AND CONDITIONS)」 部分の構成 (3/3)

GPLv3の条項	GPLv2との比較等
15. 保証の否認 (Disclaimer of Warranty.)	GPLv2の11条に対応する規定
16. 責任の限定 (Limitation of Liability.)	GPLv2の12条に対応する規定
17. 15条及び16条の解釈 (Interpretation of Sections 15 and 16.)	新設

# 「利用条件」部分のGPLv2との対応関係



## 0.定義 ( Definitions.) のポイント

- 0条が「定義 ( Definitions.)」である点では、v2と同様。
- しかし、1条「ソースコード (Source Code)」にも定義が記載され、結局、定義条項が0条プラス1条となる。6条のように他の条項中にも定義を含むものがある。
- covered work、propagate、conveyその他の新概念が続々登場。
- その一方で、v2 に登場していたderivative work、distribute等の概念が消え、使用されなくなる。
- 以上の点は、GPLソフトの国際的性格を反映して、ライセンスの国際化を図るための改訂で、国際的に中立的な用語 (特定の国の法律用語ではないもの) を導入。
- 他に新条項に用いるための新概念も登場。
  - 例 : a party's “essential patent claims” in a work (主要パテントクレーム)

## 「0.定義 ( Definitions. )」部分の構成 (1/3)

定義事項	内容
This License (本ライセンス)	refers to version 3 of the GNU General Public License. (GNU GPL v3のこと)
Copyright (著作権)	also means copyright-like laws that apply to other kinds of works, such as semiconductor masks. (半導体回路配置のような他種類の作品に適用される著作権類似の法律を含む)
The Program (本プログラム)	refers to any copyrightable work licensed under this License. Each licensee is addressed as “you.” “Licensees” and “recipients” may be individuals or organizations. (本ライセンスの下に許諾を受けるあらゆる作品のこと。各ライセンシーは「あなた」と表示される。「ライセンシー」および「受領者」は個人・団体のいずれでもありうる。)
To “modify” a work (作品の「改変」)	means to copy from or adapt all or part of the work in a fashion requiring copyright permission, other than the making of an exact copy. (著作権についての許諾を要するような作品の全部又は一部に対応する複製又は翻案であって、正確な複製の製作以外のもの)

## 「0.定義 ( Definitions. )」部分の構成 (2/3)

定義事項	内容
<p>“modified version” of the earlier work or a work “based on” the earlier work ( 改変バージョン・先行作品に基づいた作品 )</p>	<p>The resulting work is called “modified version” of the earlier work or a work “based on” the earlier work ( 改変の結果である作品が、そう呼ばれる )</p>
<p>covered work ( 対象作品 )</p>	<p>means either the unmodified Program or a work based on the Program. ( 未改変プログラムと、本プログラムに基づいた作品の双方 )</p>
<p>To “propagate” a work ( 作品の「普及」 )</p>	<p>means to do anything with it that, without permission, would make you directly or secondarily liable for infringement under applicable copyright law, except executing it on a computer or modifying a private copy. Propagation includes copying, distribution (with or without modification), making available to the public, and in some countries other activities as well. 後述参照</p>
<p>To “convey” a work ( 作品の「伝達」 )</p>	<p>means any kind of propagation that enables other parties to make or receive copies. Mere interaction with a user through a computer network, with no transfer of a copy, is not conveying. 後述参照</p>

## 「0.定義 ( Definitions. )」部分の構成 (3/3)

定義事項	内容
<p>An interactive user interface displays “Appropriate Legal Notices” (適正な法的告知)</p>	<p>An interactive user interface displays “Appropriate Legal Notices” to the extent that it includes a convenient and prominently visible feature that (1) displays an appropriate copyright notice, and (2) tells the user that there is no warranty for the work (except to the extent that warranties are provided), that licensees may convey the work under this License, and how to view a copy of this License. If the interface presents a list of user commands or options, such as a menu, a prominent item in the list meets this criterion. (対話式のユーザー・インターフェイスに表示される「適正な法的告知」は、簡単で目立つ形で(1)適切な著作権表示を行い、(2)作品に関する保証がないこと(保証がある場合は例外)、ライセンシーは本ライセンスの下に作品を伝達できること、および本ライセンスのコピーを見る方法を利用者に対して告知する内容を含むものである。インターフェイスが利用者に対して「メニュー」のようなコマンドないしオプションの一覧を表示する場合には、一覧の中に分かりやすい形で項目が入っていれば、この基準を満たすことになる。)</p>

# “covered work” (対象作品) 概念等の新設 - 定義事項 (第0条)

コピーレフト  
が及ぶ範囲

“covered work” (対象作品)  
以下の双方を意味

- 新設された用語
- ライセンス国際化  
(中立化)のため

「改変」  
(modify)につ  
き、「著作権  
の許諾を要す  
る作品の全  
部又は一部  
からの、もし  
くは、それら  
に対応する複製  
であって、正  
確な複製の  
製作以外のもの  
をいう」と定  
義(第0条)。

“the unmodified  
Program” (未改  
変プログラム)

“a work based on the  
Program” (本プログラムに  
基づいた作品)

改変の結果である作品

- GPLv2と用  
語そのもの  
は同一でも、  
意味が変更  
されているこ  
とに注意
- なお、GPLv2  
に登場する  
“derivative  
work”概念は  
消滅

**改変の有無によって区別**

# 参考 - GPLv2 “work based on the Program”及び “derivative work under copyright law”の意義

work based on the Program とは？  
(本プログラムを基礎とした著作物 = 「プログラム生成物」)

コピーレフトが及ぶ範囲



厳密な定義規定では  
なく、“that is to say”  
(いわば)という程度  
の意味

本プログラムに関する著作権の及ぶ範囲

# “propagate”(普及)概念の新設 - 定義事項(0条)

- “propagate”(普及)概念
  - 従来の“COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION”に代わる概念。
  - 「準拠法となる著作権法の下で、許諾がなければ、あなたが、直接的又は間接的に著作権侵害の責任を負うべき、何らかの行為」と定義。
  - 「普及」には、「複製、頒布(改変の有無を問いません)、公衆に対し利用可能にすること、及び、いくつかの国々では他の同様の行為を含む。」ことを明記。
  - 「普及」の定義新設は、ライセンス国際化(中立化)、つまり、ライセンスがある国の著作権法における専門用語の意味に縛られないようにするため。
- “propagate”(普及)概念からの除外
  - 「コンピュータでそれを実行すること、私的複製物を改変することは除く。」ことを明記。
  - 2条は、「あなたが未改変プログラムを無制限に実行する許諾を明示的に肯定する。」と規定。  
使用はまったく自由にできる。
  - GPLv2の0条でも「本プログラムを実行する行為自体に制限はない」と規定。

## “propagate”(普及)

準拠法となる著作権法の下で  
許諾を必要とする行為を行うこと

(日本法では著作権法の  
各支分権に該当する行為)

### 除 外

- コンピュータ上での実行
- 私的複製物の改変

# “convey”(伝達)概念の新設 - 定義事項(0条)

- “convey”(伝達)概念
  - 従来の“distribute”に変わる概念。
  - 「第三者がコピーを作成あるいは受領することを可能とする普及すべて」と定義。
  - 日本法にいう公衆送信も含まれる。
  - 「伝達」の定義新設は、やはりライセンス国際化(中立化)、つまり、ライセンスがある国の著作権法における専門用語の意味に縛られないようにするため。
- “convey”(伝達)概念からの除外
  - 複製を伝送することなくコンピュータネットワークを介したユーザーとの対話型処理は「伝達」ではないことを明記。

## “propagate”(普及)

準拠法たる著作権法の下で  
許諾を必要とする行為を行うこと

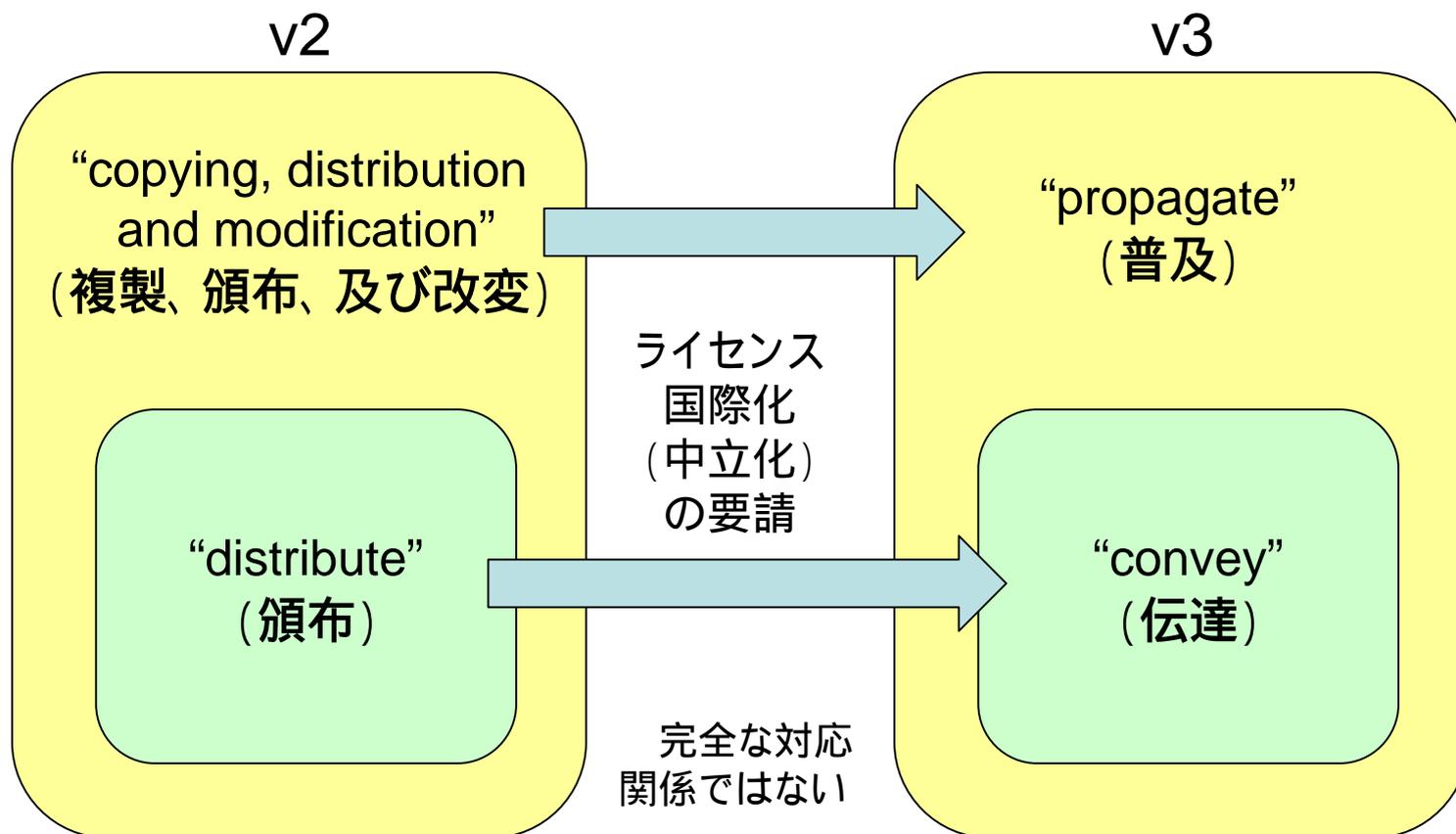
### 除 外

コンピュータ上での実行  
他人と共有せずに改変

## “convey”(伝達)

第三者がコピーを作成  
あるいは受領することを  
可能とする普及すべて

# ライセンス国際化(中立化)のための概念変更 - V2との概念比較



# 「1.ソースコード (Source Code)」記載の定義 (1/3)

定義事項	内容
The “source code” for a work (作品のソースコード)	means the preferred form of the work for making modifications to it. (作品を改変するのに望ましい形式)
object code (オブジェクトコード)	means any non-source form of a work. (ソース形式以外の作品の形式)
standard Interface (標準インターフェイス)	means an interface that either is an official standard defined by a recognized standards body, or, in the case of interfaces specified for a particular programming language, one that is widely used among developers working in that language. (よく知られた標準化組織が定めた公式な標準であるインターフェイス、もしくは、特定のプログラム言語に特化したインターフェイスについては、当該言語で作業する開発者の間で広く用いられているインターフェイス)

## 「1.ソースコード (Source Code)」記載の定義 (2/3)

定義事項	内容
“System Libraries” of an executable work (実行可能な作品のシステムライブラリ)	include anything, other than the work as a whole, that (a) is included in the normal form of packaging a Major Component, but which is not part of that Major Component, and (b) serves only to enable use of the work with that Major Component, or to implement a Standard Interface for which an implementation is available to the public in source code form. 後述参照
Major Component(主要コンポーネント)	means a major essential component (kernel, window system, and so on) of the specific operating system (if any) on which the executable work runs, or a compiler used to produce the work, or an object code interpreter used to run it. 後述参照

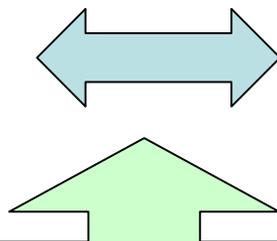
# 「1.ソースコード (Source Code)」記載の定義 (3/3)

定義事項	内容
The “Corresponding Source” for a work in object code form (対応ソース)	means all the source code needed to generate, install, and (for an executable work) run the object code and to modify the work, including scripts to control those activities. However, it does not include the work's System Libraries, or general-purpose tools or generally available free programs which are used unmodified in performing those activities but which are not part of the work. For example, Corresponding Source includes interface definition files associated with source files for the work, and the source code for shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require, such as by intimate data communication or control flow between those subprograms and other parts of the work. 後述参照
The Corresponding Source for a work in source code form (ソースコード形式の作品のための対応ソース)	that same work.

## “Source Code” “Object code”の定義の新設 - (1条)

### “Source Code”

「作品に改変を加えるに当たって好ましいと考えられる形式のこと」



### “Object Code”

「作品のソースコード以外の形式のものすべて」

### “Corresponding Source” (対応ソース)

「その作品を生成、インストール、(実行可能な作品に関しては)オブジェクトコードを実行、または作品を改変する上で必要とされるソースコードのすべてを意味する。この場合、そうした動作をコントロールするためのスクリプトは対応ソースに含まれるが、その作品にとってのシステムライブラリや、先ほど列挙した動作を行う上で改変されことなく利用されるものの作品の一部ではない、汎用のツールや一般的に利用可能なフリープログラムは除外される。例えば対応ソースには、その作品のソースファイルと連携するインターフェース定義ファイルに加え、共有ライブラリや動的にリンクされた下位プログラムと作品のその他の部分との間での親密なデータのやりとりやコントロールフローなどのために、その作品が設計上明確に必要とする、そうした共有ライブラリや下位プログラムのソースコードなどが含まれる。」と定義。

# Corresponding Source (対応ソース)概念図(1条)

Object Code

Corresponding Source

- ・その作品を生成、インストール、(実行可能な作品に関しては)オブジェクトコードを実行、または作品を改変する上で必要とされるソースコードのすべてを意味。
- ・それらの動作をコントロールするためのスクリプトを含む。

**対象外**

- 次のうち、そうした動作で改変されずに利用されるものであって、本作品の一部でないもの
- ・当該作品のシステムライブラリ
  - ・汎用ツール
  - ・一般的に利用可能なフリープログラム

# System Libraries (システムライブラリ) 概念図 (1条)

Major Component (主要コンポーネント)とは、実行可能な作品がその上で実行されるある特定のオペレーティングシステム(そういったものが必要ならば)の主要で不可欠な一部分(カーネルやウィンドウシステムなど)、あるいはその作品を作成するのに使われるコンパイラ、実行するのに使われるオブジェクトコードインタプリタなどをいう。

## System Libraries (システムライブラリ)

- (a) 通常は主要コンポーネント (Major Component)の流通に含まれるが、当該主要コンポーネントの一部ではないものであって、かつ、
- (b) 当該主要コンポーネントとともに作品の利用を可能とするためにのみ機能し、もしくは、標準インターフェースを実装するためのみに機能し、ソースコード形式で公衆に対して利用可能となっているもの。

Standard Interface (標準インターフェイス)とは、標準化団体として認知された組織によって定義された公式な標準か、ある特定のプログラミング言語向けに指定されたインターフェースの場合には、その言語を利用する開発者の間で広く使われているインターフェースのこと。

## 許諾に関する条項の全体像(2条～6条)

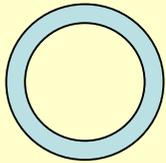
	客体の種類	改変	対象	概要
2条	双方		基本的許諾	未改変プログラムの無制限の実行、対象作品の伝達以外の作成、実行、および普及等が許諾。
4条	ソースコード	無	一字一句忠実なコピーの伝達	ソースコードの一字一句忠実なコピーの伝達は、著作権表示等の掲載のみが条件。
5条	ソースコード	有	改変ソースバージョンの伝達	第4条の条件に加えて、作品全体を全体として、本ライセンスの下でコピー入手者全員に許諾することの掲載等、一定の条件を満たさなければならない。
6条	オブジェクトコード	無 / 有	ソース以外の形式における伝達	第4条・第5条に従って伝達できるが、機械読み取り可能な『対応するソース』も本ライセンスの規定に従って、定められた方法で伝達しなければならない。それがUser Productに該当するときは、Installation Information(インストール情報)を含めなければならない。

基本的な枠組みはv2とほぼ同様 但し共通事項を定めた第2条(基本的許諾)が新設

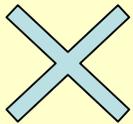
## “Basic Permissions” (基本的な許諾) - 2条

- すべてのケースに共通の許諾事項を定める。
- 未改変プログラムを実行することは無制限に許諾される。
- 対象作品の実行から得られた出力結果は、その出力内容が対象作品を構成する場合のみ本ライセンスで保護される。
- あなたが有するフェアユースまたはその同等の権利を、著作権法令によって提供される通りに承認する。
- あなたのライセンスが有効である限り、対象作品の、伝達を伴わない作成、実行、および普及は無条件に行うことができる。
- 他者にあなた専用の改変を行わせる、あるいは他者にあなたがそういった作品を実行するための機能を提供させるということが唯一の目的であれば、対象作品を他者に伝達することができる。ただしその場合、あなたが著作権を支配していない部分すべての伝達に関しては、本ライセンスの条項に従わなければならない。従って、あなたのために対象作品を作成または実行する者は、専らあなたのためだけに、あなたの監督と支配の下で、あなたとの関係の範囲外ではあなたが著作権を有する一部分のいかなるコピーをも作成することを禁止するという条件の下で行わなければならないということになる。
- 上記以外のあらゆる状況下においては、伝達は以下で述べる条件の下でのみ許可される。
- 再許諾は、10条(下流受領者への自動許諾)により不要となるから、許諾されない。

## “Basic Permissions” (基本的な許諾) 第2条で許諾されること



- ・未改変プログラムの実行
- ・対象作品の実行から得られた出力結果は、その出力内容が対象作品を構成する場合のみ本ライセンスで保護
- ・フェアユース(公正使用)またはそれと同等の権利
- ・ライセンスが有効である限り、対象作品の、伝達を伴わない作成、実行、および普及
- ・他者にあなた専用の改変を行わせる、あるいは他者にあなたがそういった作品を実行するための機能を提供させるということが唯一の目的であれば、対象作品を他者に伝達することができる



- ・再許諾は認められない  
10条(下流受領者への自動許諾)があるから

- ・対象作品の上記以外の伝達  
本ライセンスの条件の下で許諾

# “Protecting Users’ Legal Rights From Anti-Circumvention Law” (ユーザーの法的権利の回避禁止法からの保護) - 3条

- **概要**

- いわゆるDRM対処条項(関連規定として第6条)

- **仮訳**

- 対象作品は、1996年12月20日の著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO著作権条約)11条に基づいた義務を履行するための準拠法、あるいはそうした措置の回避を妨げ、もしくは制限する類似の法律に基づいた、「効果的な技術的手段(effective technological measure)」の部分であってはならない。
- あなたが対象作品を伝達するときは、対象作品に関して本ライセンスの下での権利を行使する限度で技術的手段の回避が行われる限り、あなたは技術的手段の回避を禁止する法的権限をすべて放棄し、また作品のユーザーに対し、技術的手段の回避を禁止するあなた又は第三者の法的権限を行使する手段として作品の実行や改変を制限するという意図をすべて放棄することになる。

- **参考 - WIPO著作権条約11条(技術的手段に関する義務)**

- 締約国は、著作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその作品について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この条約又はベルヌ条約に基づいた権利の行使に関連して当該著作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。(著作権情報センター訳)

## 3条の意味

- 対象作品は、1996年12月20日の著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WIPO著作権条約) 第11条に基づいた義務を履行するための準拠法、あるいはそうした措置の回避を妨げ、もしくは制限する類似の法律に基づいた、「効果的な技術的手段 (effective technological measure)」の部分であってはならない。  
有効な技術的保護手段に使うことを禁止するという意味ではなく、使った場合には、技術的保護手段に対する回避を禁止する権利を放棄するという趣旨 (FSFによる)
- あなたが対象作品を伝達するときは、対象作品に関して本ライセンスの下での権利を行使する限度で技術的手段の回避が行われる限り、あなたは技術的手段の回避を禁止する法的権限をすべて放棄し、また作品のユーザーに対し、技術的手段の回避を禁止するあなた又は第三者の法的権限を行使する手段として作品の実行や改変を制限するという意図をすべて放棄することになる。  
FSFによると、前半部分は、伝達したものは、技術的手段の回避を禁止する法的権限を放棄するという意味。後半部分につき、EU著作権指令では、回避を禁じる法律の保護を受ける権利を放棄することを認めていることに対応するものであると説明。

# “Verbatim Copying”(一字一句忠実なコピー)の伝達 - 4条

- **許諾**

- 「あなたが受領したのと同じソースコードの一字一句忠実なコピーを、いかなる媒体でもconvey(伝達)してよい。」と規定。
- GPLv2の1条に対応。

- **条件**

- **著作権表示の掲載**

- それぞれのコピーに、顕著でかつふさわしく、適切な著作権表示の掲載を要する。
- 本ライセンスと第7条との関係で付加された非許諾条項が適用されることの告示
- 保証の不在の告示をすべてそのまま保全
- 本プログラムの受領者すべてに、本プログラムといっしょに本ライセンスのコピーを与えなければならない。

- **売るのも自由**

- 「伝達するそれぞれのコピーに関していかなる価格(price)を付けても良いし、無料でも良い。また、手数料を取ってサポートや保証保護(warranty protection)を提供しても良い。」
- 言い回しを変更することで、より趣旨を明確化。しかし、ライセンス料を課せないのは従来どおり。

- **結局、ソースコードの一字一句忠実なコピーについては、伝達に著作権表示等の掲載のみが条件。**

# “Conveying Modified Source Versions” (改変ソースバージョンの伝達) - 5条 (1/2)

- GPLv2第2条に対応。
- 許諾
  - あなたは、本プログラムに基づいた作品、あるいはそうした作品を本プログラムから作成するための改変点を上記第4条の規定に従ってソースコード形式で伝達することができる。その場合、あなたは以下の条件すべてを満たさなければならない。
- 条件
  - a) 作品に、あなたが作品を改変したことを述べ、関連する日時を付与した目立つ告示を載せること。
  - b) 作品に、本ライセンスの下でリリースされたこと、7条の下で付加された条件を述べた目立つ告示を載せること。
  - c) 作品全体を、全体として、本ライセンスの下で、コピーの入手者全員に許諾すること。本ライセンスは、第7条の追加的条項と共に、作品全体に、すなわちその全部分に、それがどのようにパッケージされているかに関わらず適用される。本ライセンスではこの他に作品を許諾する手段を認めていないが、あなたが本ライセンス以外で別途そのような許諾を得ていた場合には、それによって得られた許可まで無効とするものではない。

# “Conveying Modified Source Versions” (改変ソースバージョンの伝達) - 5条 (2/2)

- 条件(続)

d) 改変された作品が対話式のユーザーインターフェースを有していた場合、各インターフェースに適正な法的告示を表示しなければならない。ただし、本プログラムに、適正な法的告示を表示しない対話的なインターフェースがある場合、あなたは改変された作品が適正な法的告示を表示するようにする必要はない。

– 一巻の記憶装置か頒布媒体の中かその上にある、対象作品とその他の分離あるいは独立した作品との編集物は、その本質からして対象作品の拡張ではない。このようなものは、編集作業とそれに由来する著作権が個々の作品が許可する権利を越えて編集物のユーザーの作品へのアクセスや法的権利を制限するのに使われない限り、「集積物」(aggregate)と呼ばれる。対象作品をそのような集積物に含めるだけでは、その集積物の他の部分にまで本ライセンスが適用されるということにはならない。

# “Conveying Non-Source Forms” (ソース以外の形式における伝達) - 6条 (1/3)

- 許諾

- GPLv2の3条に対応。
- あなたはオブジェクトコード形式の対象作品を、4条および5条に従って伝達できる。ただし、その場合、あなたは機械読み取り可能な対応ソースも本ライセンスの規定に従って、以下のいずれかの方法で伝達しなければならない。

- 方法

- a) オブジェクトコードを物理的製品(物理的頒布媒体を含む)で、もしくはそれに包含して伝達するときは、対応ソースを、ソフトウェアのやりとりで一般的に使われる耐久性のある物理的媒体に固定していっしょに伝達する。
- b) オブジェクトコードを物理的製品(物理的頒布媒体を含む)で、もしくはそれに包含して伝達するときは、最低でも3年、あるいはあなたがその製品モデルに補修用部品やカスタマーサポートを提供する限り有効な、書面による申し出を添付する。その申し出には、(1)オブジェクトコードを保有する全ての者に対して、その製品に含まれるソフトウェアのうち本ライセンスで保護されるものすべてに対応ソースのコピーを、ソフトウェアのやりとりで一般的に使われる耐久性のある物理的媒体で伝達する旨を記載する。この際、物理的にこのソースの伝達を行うのにかかる合理的なコスト以上の価格を要求してはならない。又は(2) 対応ソースを無料でネットワークサーバから複製するためのアクセスを提供する旨を記載する。

# “Conveying Non-Source Forms” (ソース以外の形式における伝達) - 6条 (2/3)

- 方法(続)

- c) オブジェクトコードの個々のコピーを、対応ソースを提供するという書面による申し出のコピーといっしょに伝達する。この選択肢は特別な場合、かつ非商業的な場合のみに、そしてあなたがオブジェクトコードを上記6条b号に合致した申し出といっしょに受領した場合にのみに認められる。
- d) オブジェクトコードを、指定場所から複製するためのアクセスを提供することによって伝達し、対応ソースに対しても同じ場所を通じて同じ方法かつ追加的費用無しで複製するための同等のアクセスを提供する。受領者が、対応ソースをオブジェクトコードといっしょに複写することを義務付ける必要はない。オブジェクトコードをコピーする場所がネットワークサーバの場合、対応ソースは同等の複製機能をサポートする異なったサーバ上にあっても良い。ただし、あなたはそのサーバの運営者と交渉し、対応ソースを上記の要件を満たすのに必要な期間利用可能にしておくよう、明示的に取り決めておかなければならない。また、オブジェクトコードの傍らに、対応ソースはどこで見つけられるかを明確に指示しておかなければならない。
- e) オブジェクトコードをピア・ツー・ピア伝送を使って伝達する。ただしこの場合、その作品のオブジェクトコードと対応ソースは一般公衆に6条d号の下で無料で提供されるということをあなたが知っており、また他のピアにも知らせておかなければならない。

## “Conveying Non-Source Forms” (ソース以外の形式における伝達) - 6条 (3/3)

- オブジェクトコードの分離した一部であり、そのソースコードが対応ソースからシステムライブラリとして除外されているものは、オブジェクトコードの作品を伝達する場合に含む必要はない。
- それがUser Productに該当するときは、Installation Information(インストール情報)を含めなければならない。
- 次に詳論

## 6条による技術的手段への対処

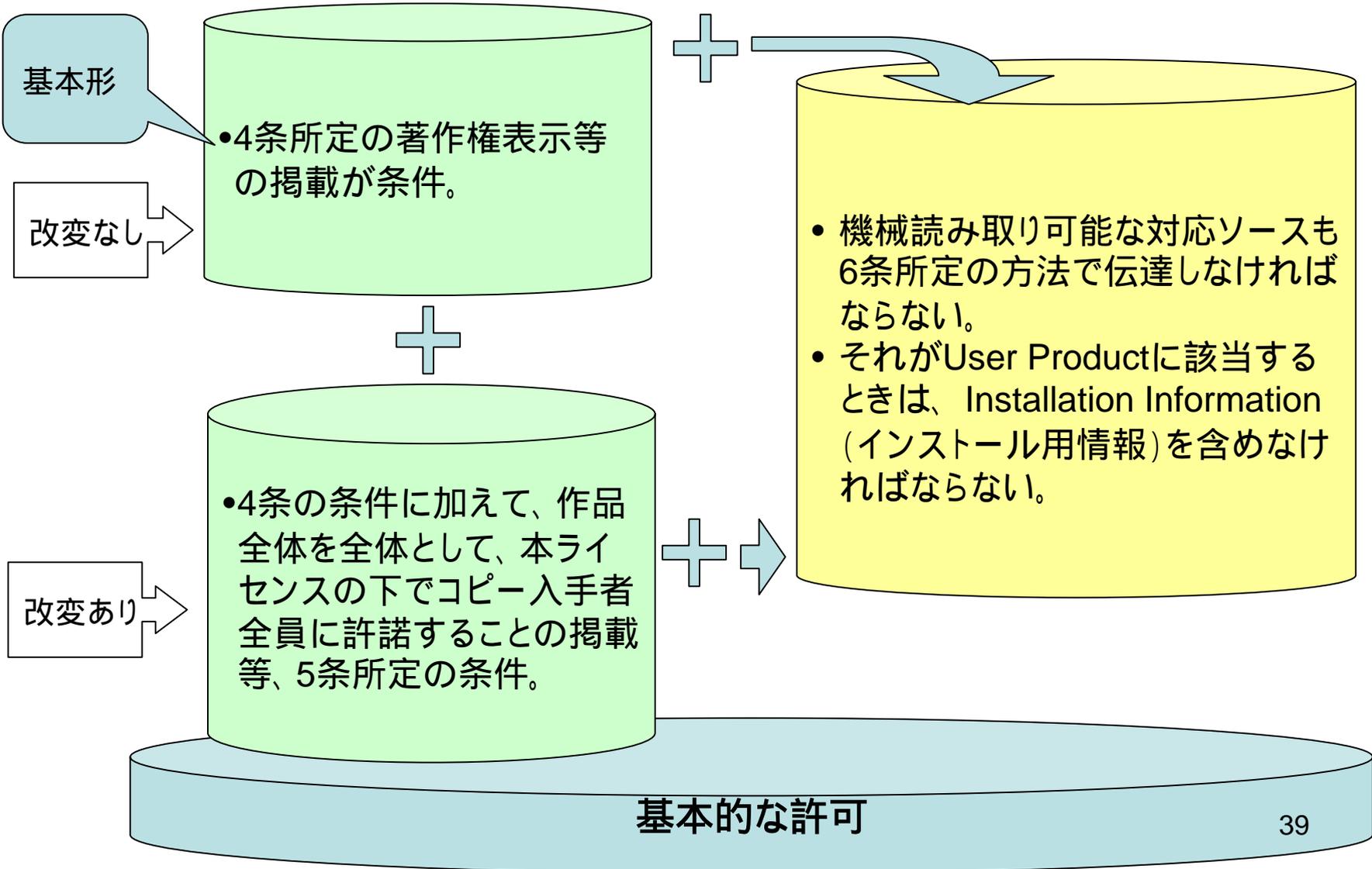
- 本条は、3条とともに、技術的手段への対処を目的とする規定。
- 本条に基づいてオブジェクトコードの作品を伝達するときは、それが「User Product(ユーザー向け製品)」に該当するときは、「Installation Information(インストール用情報)」を含めなければならないとする。
- 「User Product(ユーザー向け製品)」の意義は次ページ参照。
- 「Installation Information(インストール用情報)」とは対象作品の改変版のインストールや実行に要する方法・手続き・認証キーその他すべての情報。当該情報は、改変オブジェクトコードを単独で機能させることを確実にするために十分なものでなければならない。この要求は、サポートサービス、保証、アップデートの提供を義務付けるものでもない。

## 6条記載の“User Product”の定義

定義事項	内容
User Product (ユーザー向け製品)	<p>(1)「コンシューマ製品」(consumer product)、すなわち、個人、子供、あるいは家庭用に通常使用される有形個人資産すべてか、あるいは(2)居住所における導入を目的に設計ないし販売されるものすべてを指す。</p> <p>ある物品がコンシューマ製品であるかを決定する際疑義がある場合には、極力範囲を広げる方向で決定されるべきである。ここで、ある特定のユーザーによって受領されたある特定の製品にとっての「通常使用」(nomally used)とは、その種の製品において典型的な、あるいは一般的な利用のことであり、その特定のユーザーが置かれた状況や、その特定のユーザーがその製品を実際にどう使っているか、どう使うことを予期しているか、あるいは予期されているかとは関係ない。その製品に相当な商業的、産業的または非コンシューマ的な利用法があったとしても、そうした利用がその製品の唯一重要な利用形態を代表するものでない限り、その製品はコンシューマ製品である。</p>

## ソースコードの伝達

## 非ソース形式の頒布



## “Additional Terms” (追加的条項) - 7条 (1/4)

- “Additional permissions” are terms that supplement the terms of this License by making exceptions from one or more of its conditions
- 「追加的許諾」とは本ライセンスの条件の一つ以上の例外を設ける追加的条項である。
- Additional permissions that are applicable to the entire Program shall be treated as though they were included in this License, to the extent that they are valid under applicable law. If additional permissions apply only to part of the Program, that part may be used separately under those permissions, but the entire Program remains governed by this License without regard to the additional permissions.
- 本プログラム全体に適用可能な追加的許諾は、準拠法の下で有効である限り、それらが本ライセンスに含まれているものとして扱われる。もし追加的許諾が本プログラムの一部にのみ適用されるものであるなら、当該部分は別途それらの許諾の下で利用できるが、本プログラム全体はあくまで本ライセンスによって追加的許諾なしで規律され続ける。

## “Additional Terms” (追加的条項) - 7条 (2/4)

- When you convey a copy of a covered work, you may at your option remove any additional permissions from that copy, or from any part of it. ( Additional permissions may be written to require their own removal in certain cases when you modify the work.) You may place additional permissions on material, added by you to a covered work, for which you have or can give appropriate copyright permission.
- あなたが対象作品のコピーを伝達する際には、あなたはそのコピーから、あるいはその一部から追加的許諾を、あなたの選択によって削除することができる(いくつかの追加的許諾は、あなたが作品を改変したときはそれら自身の削除を要求することがあると記載されている)。あなたは、あなたが対象作品に付け加えた素材について、著作権の許諾を有しているとき、もしくは付与することが可能であるときは、追加的許諾を設けてもよい。
- Notwithstanding any other provision of this License, for material you add to a covered work, you may (if authorized by the copyright holders of that material) supplement the terms of this License with terms:
- 本ライセンスの他の条項にかかわらず、対象作品にあなたが付け加えた素材について、あなたは(当該素材の著作権者が許容する限り)本ライセンスの条項に以下のような追加条項を付け加えることができる。

## “Additional Terms” (追加的条項) - 7条 (3/4)

- a. disclaiming warranty or limiting liability differently from the terms of section 15 and 16 of this License; or  
本ライセンス15条および16条と異なる形での保証の否認と責任の限定
- b. requiring preservation of specified reasonable legal notices or author attributions in that material or in the Appropriate Legal Notices displayed by works containing it; or  
特定の合理的な法的告示又は著作者の帰属表示を、当該素材の中または当該素材が含まれる作品によって表示される適正な法的告示の中に残すことの要求
- c. prohibiting misrepresentation of the origin of material added by you to a covered work, or requiring that modified versions of such material be marked in reasonable ways as different from the original version; or  
当該素材の出所に関する誤った記載の禁止、当該素材の改変バージョンが、オリジナルバージョンと異なっていることを合理的な方法でマークすることの要求
- d. limiting the use for publicity purposes of names of licensors or authors of the material.  
当該素材のライセンサーまたは著作者の名称の宣伝目的による使用の制限
- e. declining to grant rights under trademark law for use of some trade names, trademarks, or service marks; or  
一定の商号、商標、またはサービスマークに関する商標法上の権利を許諾することの拒絶
- f. requiring indemnification of licensors and authors of that material by anyone who conveys the material (or modified versions of it) with contractual assumptions of liability to the recipient, for any liability that these contractual assumptions directly impose on those licensors and authors.  
当該素材(またはその改変バージョン)を受領者に対して伝達した者が、受領者に対して契約上の責任を負担する場合、当該契約上の責任負担行為が当該素材のライセンサーおよび著作者に対して負わせる何らかの責任について、伝達した者に補償を提供するよう要求すること

## “Termination”(終了) - 8条 (1/2)

- GPLv2の4条に対応する規定。しかし、v3では期限付の通告が新設。
- (仮訳)
- 本ライセンスが明示的に規定している場合を除き、あなたは対象作品を普及又は改変することができない。これ以外にそれを普及又は改変しようとする試みはすべて無効であり、本ライセンスの下であなたに認められた権利(下記第11項の第3段落に従い授与されたパテントライセンスすべてを含む)を自動終了させる。
- しかしながら、あなたが本ライセンス違反をすべて中止するなら、あなたがある特定の著作権者から得たライセンスは、(a)その著作権者が明白かつ決定的にあなたへのライセンスを終了させるか、あるいはさせないまでは暫定的に、(b)その著作権者が、あなたに対し違反について、何らかの正当な手段によりライセンス停止後60日以内に通知できなかった場合には永続的に回復される。

## “Termination”(終了) - 8条 (2/2)

- (仮訳の続き)
- 加えて、あなたがある特定の著作権者から得たライセンスは、その著作権者があなたに対して違反を何らかの正当な手段で通知し、それより前にその著作権者から、(当該作品に限らずその著作権者の作品のいずれかに関して)本許諾書に関する違反の通知を受領したことがなく、さらにあなたがその通知を受領してから30日以内に違反を正した場合、永続的に回復される。
- 本節に従いあなたの権利が終了した場合でも、本許諾書に従ってあなたからコピーや権利を受領した当事者が得た許諾は終了しない。あなたの権利が終了され、永続的に回復されなかった場合には、あなたは同じライセンス対象に関し下記第10項に従って新たにライセンスを受領する資格を失うものとする。

## 9条 コピーの保有に許諾は不要 (Acceptance Not Required for Having Copies.)

- GPLv2の5条とほぼ同様。
- 変更点
  - 「コピーを受領するためにピア・ツー・ピア伝送を使った結果としてのみ発生する対象作品の付随的な普及も、同様に受諾を必要としない。」との文章が付加された。
- 仮訳
  - あなたは、本プログラムのコピーを受領あるいは実行するために本ライセンスを受諾する必要はない。コピーを受領するためにピア・ツー・ピア伝送を使った結果としてのみ発生する対象作品の付随的な普及も、同様に受諾を必要としない。しかしながら、他の場合においては、本ライセンス以外にあなたに対して対象作品の普及や改変をする許可を認めるものはない。これらの行為は、本ライセンスを受諾しない限り著作権を侵害することになる。そこで、対象作品を改変あるいは普及することにより、あなたはそうした行為を行うために本ライセンスを受諾したということを示したことになる。

# 10条 下流受領者への自動許諾

## (Automatic Licensing of Downstream Recipients.) (1/2)

- GPLv2の6条と基本的には同様。
- 「主体取引」(entity transaction)等が、新たに付加されている。
- 仮訳
  - あなたが対象作品を伝達するたびに、受領者は自動的にオリジナルのライセンサーから、本ライセンスに従いその作品を実行、改変、普及するライセンスを得る。なお、あなたには第三者が本ライセンスに従うことを強制する責任はない。
  - 「主体取引」(entity transaction)とは、ある組織そのもの、ないしその組織の実質的に全ての資産の支配権が移転するか、あるいは組織の細分化や合併が行われるような取引を指す。もし主体取引の結果として対象作品の普及が起こった場合、作品のコピーを受領したそれぞれの取引当事者は、利害関係のある当事者の前任者から、その前任者が前段落に従って有する、あるいは与えることができる、その作品に関するライセンスもまたすべて受領する。加えて個々の取引当事者は、利害関係のある前任者から、その前任者が有しているか、適正な努力によって得ることが可能な限りにおいて、その作品の対応ソースの所有権も得る権利を有する。

## 10条 下流受領者への自動許諾 (Automatic Licensing of Downstream Recipients.) (2/2)

- 仮訳(続)

- あなたは本ライセンスの下で授与された、あるいは確約された権利の行使に対して、本ライセンスが規定する以上のさらなる権利制限を課してはならない。たとえば、あなたはライセンス料、ロイヤルティや他の料金を、本ライセンスの下で認められている権利の行使に関して課してはならない。また、あなたは本プログラムやその一部の作成、利用、販売、販売の申し出、取り込みによって何らかのпатентクレームが侵害されたとして、訴訟(訴訟における反対請求ないし反訴を含む)を開始してはならない。

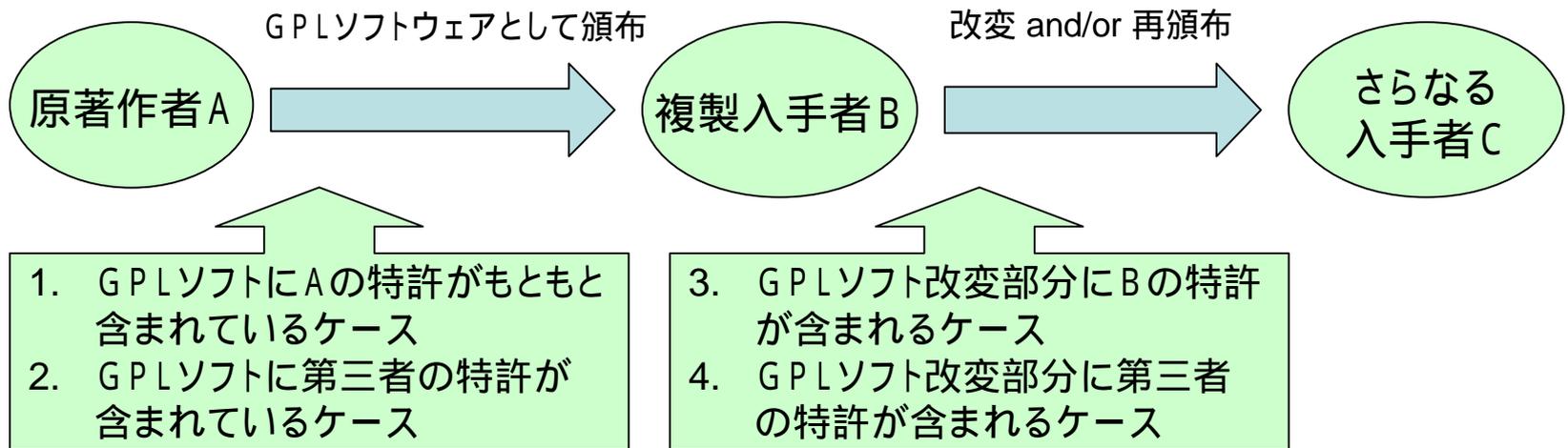
## “Patents.” (特許) - 11条

- Patents関連の規定はv3における新設条項。
- ソフトウェア特許への対応を目的。

# 11条記載の定義

定義事項	内容
「貢献者」(contributor)	本ライセンスの下で本プログラム、あるいは本プログラムを基にした作品を利用することを正式に許可した著作権者
「貢献者バージョン」 (contributor version)	そのようにしてライセンスされた作品
「必須パテントクレーム」 (essential patent claims)	すでに取得しているか、あるいは今後取得する見込みがあるため、その貢献者が現在所有ないし支配していると言える特許のうち、貢献者バージョンに対して、本ライセンスで許可されているような作成や利用、販売といった何らかの形の行為を行うことによって侵害される可能性があるパテントクレームのすべてを意味する。ただし、貢献者バージョンをさらに改変した結果としてのみ侵害されるようなクレームは含まれない。この定義において、「支配」には本ライセンスが課す条件と整合的なやり方で特許の再許諾を認める権利も含まれる。
「パテントライセンス」(patent license)	ある特許を実施しないという明示的な協定やコミットメントのすべてを指す
「パテントライセンスの授与」 (To “grant” such a patent license to a party)	その当事者と特許を実施しないという協定やコミットメントを結ぶこと

# 11条第3段落と特許



- 上記1と3のケースにつき、従来のv2では当該特許に関する黙示のライセンスがあるものとして扱ってきた。
- これに対し、v3の11条第3段落は、「個々の貢献者はあなたに対して、その貢献者の必須パテントクレームに関し、あなたがその貢献者バージョンの内容を作成、利用、販売、販売の申し出、取り込み、その他実行、改変、普及するために必要な、非排他的で全世界的に有効、かつロイヤルティフリーのパテントライセンスを授与する。」として解決を図った。
- しかし、上記2と4のケースについては、第3段落では対応できない。その場合は他の段落で対処。

## “Patents.” (特許) - 11条第5段落

- 第5段落は上記2と4のケースについて対処を図ろうとした規定。
- 仮訳
  - もしあなたが、対象作品の伝達を、それがあるパテントライセンスに依存しており、よってその作品の対応ソースは、すべての人にとって、公衆が利用可能なネットワークサーバや他の容易にアクセス可能な手段を通じ、無料かつ本ライセンスに従って複製可能ではないということを知りながら行うなら、あなたは (1)対応ソースも同様に利用可能にするか、(2)この特定の作品に関してパテントライセンスから得られる便益を自ら剥奪するか、あるいは(3)下流の受領者に対しても、本ライセンスの条項と整合的な形で、パテントライセンスが拡大されるように計らうかのいずれかを行わなければならない。
  - ここで「パテントライセンスに依存するのを知りながら」というのは、あなたが対象作品をある国で伝達すること、あるいはあなたの受領者が対象著作物をある国で利用することが、パテントライセンスを授与されない限り、その国において、あなたにとってそれが有効だと信じるだけの理由がある一つかそれ以上の同定可能な特許を侵害するということを実際に知っているということである。

## “Patents.” (特許) - 11条第6段落、第7段落

- 2006年11月にNovellとMicrosoftが協定を締結。現行GPL違反とはいえないものの、差別的な取り扱いとなるとして批判が集まっていた。
- 第6段落、第7段落は、これに対抗するために入れられた規定。
- 第6段落
  - ある一対一の取引や協定に基づき、あるいは関連して、あなたが対象作品の伝達、または伝達によって引き起こされる普及を行い、その際対象作品を受領した一部の当事者に対して、対象作品の特定のコピーの利用、普及、改変、または伝達を正式に許可するようなパテントライセンスを授与するならば、あなたが授与したパテントライセンスは対象作品やそれに基づいた作品のすべての受領者にまで自動的に拡大される。
- 第7段落
  - あるパテントライセンスが「差別的」(discriminatory)であるとは、本ライセンスの下で明確に認められた一つかそれ以上の権利を、パテントライセンスがカバーする範囲内に含まなかったり、そうした権利の行使を禁じたり、あるいは権利を行使しないことを条件として課するようなものである場合を指す。あなたを一方の当事者とし、ソフトウェアの頒布を生業とする第三者との間で、あなたは第三者に対し、作品を伝達する活動の程度に基づいて支払いを行う一方、第三者は、あなたから対象作品を受領したすべての当事者に対して「差別的」なパテントライセンスを、(a)あなたが伝達した対象作品のコピー(またはそうしたコピーから作成されたコピー)に対して、または(b)対象作品を含む特定製品や編集物を、主要な、あるいは関連した対象として授与する、というような協定を結んでいる場合、あなたは対象作品を伝達してはならない。ただし、あなたがそのような協定を締結したり、パテントライセンスを授与されたのが2007年3月28日より以前である場合は本節の例外とする。

# 他者の自由を明け渡してはならない (No Surrender of Others' Freedom.) - 12条

- GPLv2の6条とほぼ同様。
- 仮訳
  - 何らかの条件(裁判所の指令や協定など)があなたに課せられ、それが本ライセンスの条件と矛盾したとしても、あなたが本ライセンスの条件を免れることにはならない。あなたが、対象作品を、本ライセンスが課す義務と他の関連した義務の両方を同時に満たすような形で伝達できないのであれば、結果としてあなたがそれを伝達することは全く不可能ということになる。例えばあなたが、自分が本プログラムを伝達した人々がさらに伝達を行う場合には、彼らからロイヤルティを徴収する、というような義務を負う条項に同意していた場合、あなたがそういった条項と本ライセンスの両方を満たすには、本プログラムの伝達を完全に止めてしまうしかないだろう。

## Affero GPLとの併用 - 13条

- Notwithstanding any other provision of this License, you have permission to link any covered work with a work licensed under version 3 (or any later version published by the Free Software Foundation) of the GNU Affero General Public License, and to convey the resulting combination. The terms of this License will continue to apply to your covered work but will not apply to the work with which it is linked, which will remain governed by the GNU Affero General Public License.
- 本ライセンスの他の条項にかかわらず、あなたにはAffero GPLバージョン3(またはFSFによって公表されるそれ以降のいずれかのバージョン)の下でライセンスされた作品と、対象作品とをリンクすること、及び、結合された結果物を伝達することが許されています。本ライセンスの条項は、あなたの対象作品に対し適用され続けるとともに、それがリンクされた作品には適用されず、Affero GPLによって規律され続けます。
- Affero GPLとは、SaaS対応のソフトウェアライセンス
  - <http://www.fsf.org/licensing/licenses/agpl-3.0.html>に全文掲載
  - 邦文による説明は<http://opentechpress.jp/opensource/07/11/22/0144209.shtml>

## その他の条項

- 14条
  - GPLv2の9条と実質的にほぼ同様であるが、詳細化されている。
- 15条
  - GPLv2の11条とほぼ同様
- 16条
  - GPLv2の12条とほぼ同様
- 17条
  - 新設
  - 「上記のような保証の否認や責任の限定が、特定国内においてそういった条項が指定する通りの法的効力を持ち得ない場合、再審裁判所は、本プログラムに関連したすべての民事責任の絶対的棄権に最も近く肉薄する国内法を適用すべきである。ただし、報酬の見返りとして責任の保証や引き受けが本プログラムのコピーに付随する場合は除く。」

おわりに

残された問題